

平成24年度 鳥取県西部医師会変更事業計画

1. 医の倫理の高揚と医療安全対策に関する事業

急速に進歩・発展する医学と情報化の流れのなかで、日本医師会の「医の倫理綱領」を基盤として医の倫理の高揚に努める。

特に、診療情報の提供は、これを医師の責務として一層の定着を図る。また、より安全な医療の提供の為にあらゆる方策を用いて患者の安全確保対策を推進し、さらに、個人情報保護法を遵守し、医師と患者の信頼関係の維持向上に努める。

2. 医師の生涯研修に関する事業

医学会、研究集会、講演会等を開催、後援し、医学・医術の研鑽と各種医療情報の提供・習得に努める。

1) 医師の生涯教育および医学・医術の向上をはかる各種研修会の開催

①救急対策：BLS講習会 年2回開催予定、小児救急地域医師研修会 年1回開催予定。

②生涯教育講座の開催（年200回以上開催予定）

③学術講演会：日本医師会主催社会保険指導者講習会の伝達講習会（年1回開催予定）の開催。

④各種がん検診従事者講習会：鳥取県健康対策協議会開催の講習会の広報及び参加の啓発。

⑤介護保険・在宅医療：委員会の開催、主治医研修会の開催、西部在宅ケア研究会の開催。

⑥各種講演会・研修会の開催：うつ病対応力向上研修会、認知症対応力向上研修会、糖尿病研修会の開催、禁煙指導医講演医講習会、学校医講習会、予防接種講演会の開催。

2) 西部医師会報を発刊し、各種医療情報を提供。

3. 地域社会活動および地域医療の推進発展に関する事業

鳥取県西部の地域医療の充実のために、産官学一体となり努力し、且つ保健・医療・福祉の連携を一層推進する。

1) 各種検診事業や特定健診事業を行政と連携しながら実施する。

①乳がん検診を始めとした各種がん検診の実施および読影委員会の開催。

②特定検診・後期高齢者健康診査等の健診事業を行政から受託して各医療機関に委託して実施。

2) 地域保健活動として、母子保健・医療、少子化対策事業などに協力し、学校保健にも積極的に関わっていく。各種の予防接種事業に協力する。

①各種予防接種：行政から受託し、各医療機関に委託して実施。

②地域住民の健康増進：公民館、学校等で行う健康講座の支援、公開健康講座の開催、生活習慣病セミナーへの講師派遣、禁煙普及活動への参画。

③学校保健会：各市町村の学校保健会への助成、学童生徒等への検診事業等の学校保健事業への関与。

3) 診診・病診・病病連携に積極的に取り組み、医療連携の一層の充実を図る。

①各病院との連絡協議会：博愛病院、米子医療センター、山陰労災病院、鳥取大学医学部附属病院の4病院と連絡協議会を開催。

②地域連携パス策定事業：糖尿病地域連携パス策定会議を開催、運用マニュアルの作成、講習会の開催。

4) 救急医療

①西部医師会急患診療所の運営：急患診療所を運営し、地域救急医療の充実を図る。急患診療所の職員研修および運営委員会の開催。当直医総会の開催。

②救急医療体制：救急告示施設、二次救急病院輪番群制度、精神科救急輪番体制、鳥取大学医学部附属病院救命救急センターの有機的連携を図り救急医療体制の確立と充実に努める。

③災害時の医療提供：災害発生時に備え、美保空港事務所と連携し訓練を実施。各関係機関と連携を図り、迅速に医療活動が行える体制作りに努める。

4. 社会保障医療対策事業

医療保険制度、介護保険制度並びに障害者自立支援制度にも積極的に関わり、生活の視点を尊重し、地域住民の社会保障の充実に一層貢献できるよう努める。さらに、他職種との連携を推進し、障害者の早期の社会復帰や障害の予防に、地域住民と一体となって取り組む。

5. 広報活動事業

- 1) 対内広報：ITをより一層活用し、会員間の情報伝達の迅速化・均一化を図る。
- 2) 対外広報：地域住民への広報活動を積極的に推進する。ホームページにて医療機関の検索機能の充実、公開健康講座の広報。中海テレビにて健康啓発番組「健康ぷらざ」の継続。適正受診啓発事業の一環として各公民館での講演活動の継続。

6. 医政対策事業

- 1) 県医及び日医との連携：県医及び日医の諸会議に役員を派遣し、連携を図る。研修会、講習会の後援。
- 2) 三師会：三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）の連携強化を図る。役員会、総会の開催。在宅ケア研究会への支援。
- 3) 各市町村及び関係団体との連絡連携：諸会議、諸行事に協力する。地域医療や社会保障対策において、行政や関連団体との連携を密にする。
- 4) 西医連、県医連及び日医連との連携：鳥取県西部医師連盟、鳥取県医師連盟及び日本医師連盟との連携強化を図る。

7. 各種部会活動に関する事業

- 1) 勤務医部会：勤務医部会役員会の開催。勤務医の疲弊緩和、病診・病病連携の推進による質の高い医療提供を目指す。勤務医の医師会活動参加の啓発。
- 2) その他、学校医部会、産業医部会等の部会活動を支援する。

8. 医業経営の安定に関する事業

適正な医療提供を実施するための医業経営の安定を低利融資の斡旋、情報の提供等で支援し、雇用及び労務の安定を図る。

9. 准看護師養成事業

米子看護高等専修学校の運営を維持し、看護師不足の現状を改善するよう努める。併せて准看護師の資質の向上を図り、医療・福祉の現場で必要とされる人材を育成する。

10. 会員福祉対策事業

- 会員相互の連帯感を強化し、相互扶助と親睦を図る。
- 1) 福祉貯蓄：現行の制度の維持・適正な運用を図る。
 - 2) 医事紛争対策：相談窓口、顧問弁護士等の制度を活用し、紛争に至らないよう支援する。